

子育て・教育力向上について

1 調査項目

- (1) 子育て力向上に関する事項
- (2) 健全育成に関する事項
- (3) 学力向上に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「子育て・教育力向上特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

（説明）

子どもたちは、次代を担う存在であり、未来への希望である。健やかに、また、社会的な面からも、学力の面からも十分な能力を持つ子どもたちを育成しなければならない。このためには、家庭、学校、地域がさまざまな角度から、それぞれの持てる力の中で、相互に好影響を与えられる仕組みづくりが必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、地方自治法第112条第1項の規定により本案を提出する。